一般社団法人日本高等教育学会役員候補者選出細則

（総則）

第１条　一般社団法人日本高等教育学会役員候補者選出規則（以下「規則」という。）第３条の役員候補者選出を円滑ならしめるため、この細則を定める。

（理事候補者選出の指針）

第２条　役員候補者選考委員会は、以下の指針に従って理事候補者を代議員総会に提案する。

(1) 一般社団法人日本高等教育学会定款（以下、「定款」という）第26条に基づき理事会が承認した理事定数のうち半数程度を、代議員選挙の得票数順に候補者とする。

(2) 前号に続き、円滑な学会運営及び多様性に配慮して、理事会が承認した理事定数まで代議員から選出し、候補者とする。

２　役員候補者選考委員会の委員で、審議の過程で理事候補者に選出された者は、その者にかかわる審議には参加することができない。

（監事候補者選出の指針）

第３条　役員候補者選考委員会は、以下の指針に従って監事候補者を代議員総会に提案する。

(1) 定款第26号に基づき理事会が承認した監事定数のうち、半数以上の監事候補者は代議員から選出する。

(2) 前号にかかわらず、 監事定数が２名の場合、監事候補者の１名は代議員以外から選出することができる。監事定数が３名の場合、監事候補者の１名は代議員以外から選出する。

(3) 前２号は、円滑な監査及び多様性に配慮して選出するものとする。

２　役員候補者選考委員会の委員で、審議の過程で監事候補者に選出された者は、その者にかかわる審議には参加することができない。

（細則の改廃）

第４条　この細則の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

この細則は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。